

電信案
外務省
外務省
外務省
外務省

次官

電信課長

03

件 聯合、電通、西社合併一件		電送第 14842 號	管主 情報部長	任主 第二課長	昭和八年六月十九日起草
在佛	在佛	内田大臣	内田大臣	内田大臣	内田大臣
電信案	第一一七號	名件錄記	本邦一大通信社の現状、下に於て経緯上、因難モアリ通信業發上遺憾、ト大其カクサリレ	本邦一大通信社の現状、下に於て経緯上、因難モアリ通信業發上遺憾、ト大其カクサリレ	本邦一大通信社の現状、下に於て経緯上、因難モアリ通信業發上遺憾、ト大其カクサリレ
外務省	外務省	外務省	外務省	外務省	外務省

分類/3.6.0.5-3

中興電行ニ五六九〇ノモレ

REEL No. A-0443

0196

アジア歴史資料センター

モ困難ナル次第ナルヲ以テ先ツ各省委員中ヨリ少數ノ特別委員ヲ選定シ右特別委員間ニ議ヲ經メ通信社ニ對シ必要ナル指導ヲ與フル事然ルヘシ
四尙新通信社設立ニ關シ電通其ノ他地方新聞カ合流ヲ肯セサルノ趨勢最近看取セラレ且右反對力軍側ノ支持ヲ受ケ居ルカ如キ風説モ有之次第ナルヲ以テ此際情報委員會内、外、陸、海三省委員ニテ特別委員ヲ選定シ協議ノ上軍部殊ニ陸軍側特別委員ヨリ右反對者ノ合流勸告ヲナシ新通信社ノ設立ヲ促進スル事ト致度シ

分類 / 3.6.5-3

新通信社設立ニ關シ情報委員會特別委員會設立ノ件
新通信社ノ設立ニ關シ先般陸軍側ノ希望條件提示有之タル處
一、新通信社へ新聞社ノ爲ニ公正適確ナル情報ノ供給ヲ目的ナル公
益法人トシテ設立セラレ同社將來ノ健全ナル發達ノ爲將又對外信
用ヲ維持セシムル爲ニ何處迄モ新聞同業者ノ團体トスル事絶對ニ
必要ナル次第ナリ
二、然レトモ第二段ニ於テハ同社力國策遂行ノ一機關トシテ海外ニ於
ケル「ナショナル・ニュース・エーゼンシー」ト對抗シ其ノ使命
ヲ達成スルニハ內面的ニハ常ニ政府ノ根本方針ヲ體シ常ニ國家本
位ニ活動スル事必要ナルハ論ヲ俟タス、從テ之力爲ニハ各省情報
係官ノ密接ナル協調連絡ヲ計リ一定ノ主義方針ヲ同社ニ授ケテ遺
憾ナキ活動ヲ期セサルヘカラス
三、就チハ現ニ毎週一回開會シ居レル情報委員會ヲ活用スル要アル處
目下ノ頃獨ニテハ委員餘リニ多數ニ上リ委員會ノ議ヲ經ムル事ニ
外務省

(一〇・六・二五)

新通信社ニ關シ外務、陸軍、海軍三省申合

新通信社ハ新聞社ノ爲ニ公正適確ナル情報ヲ供給スルヲ目的トシ
テ新聞通信關係者ヨリ組成セラルル公益法人トシテ設立セラルル
モノナルカ同社將來ノ健全ナル發達ノ爲將又内外ニ對スル信用ヲ
維持セシムル爲ニ同社設立ノ方針ヲ尊重ス

然レトモ同社力國策遂行ノ一機關トシテ外國諸通信社ト對抗シ其
ノ使命ヲ達成スルニハ常ニ政府ノ根本方針ヲ体シ國家本位ニ活動
スルヲ必要トス

就テハ現在ノ情報委員會ト密接ナル連絡ヲ保ツ要アルカ同委員會
ハ諸方面ニ亘リ且其ノ會合人員ハ餘りニ多數ニ上ル爲通信社指導
ノ如キ機微ナル問題ヲ協議スルニ適セサル處アリ、依テ外務、陸
軍、海軍三省情報關係係官ヨリ出來ル丈少數ノ特別委員會ヲ組織

外務省



外務省

シ三省關係通信問題ヲ協議シ外務省ヲ通シテ通信社ニ對シ必要ナ
ル指導ヲ與フ

新通信社設立ニ就テハ外務、陸軍、海軍三省ハ速ニ一大通信社ヲ
設立スル爲ニ有ラユル援助ヲ爲ス、現在通信社及新聞社ノ内ニハ
新通信社ニ加入セサルモノアル由ナルカ此ノ際外務、陸軍、海軍
三省關係係官ヨリ右反對者ニ封シテ加入ヲ勧告シ以テ新通信社ノ
設立ヲ促進ス

0.12

は(イ)

0.12

0180

REEL No. A-0443

アジア歴史資料センター